

重度心身障がい者医療費（重心医療）

助成の申請手続きが変更になります！

現物給付方式、自動償還払方式
を導入します。（県内初！）

令和6年1月

診療分から

※健康保険の種類によって内容が変わります。

※受給者番号が変わります。

健康保険の種類	支払方式	受診から支払いまでの流れ
国民健康保険 社会保険 例) 全国健康保険協会 各種健康保険組合 共済組合など	現物給付方式 （重心医療自己負担額） 【入院】1 医療機関 2,040 円／月 【外来】1 医療機関 1,020 円／月 までを医療機関窓口で支払う。 <u>※調剤薬局でも 1,020 円／月ま でのご負担をお願いします。</u>	①県内医療機関を受診 ↓ ②健康保険証と <u>重心医療受給 資格者証(白色)</u> を提示 ↓ ③重心医療自己負担額を窓口 で支払う これまでのように、後日、市役所 に領収証を持参して申請する必 要がなくなります(注1)
後期高齢者医療保険 満75歳以上の方や満65歳 以上で障害認定の方	自動償還払方式 これまでどおり、健康保険での自 己負担額(1 割～3 割)まで支払 う。 その後、市役所窓口への申請は不 要で、重心医療自己負担額を差し 引いた差額が自動的に登録口座 へ振込まれる。	①県内医療機関を受診 ↓ ②健康保険証を提示 ↓ ③健康保険の自己負担額を窓 口で支払う ↓ ④診療月から約4か月後に自動 的に登録口座に振込まれる これまでのように、後日、市役所 に領収証を持参して申請する必 要がなくなります(注1)

(注1)

外来の場合、処方箋医療機関と調剤薬局を合わせて、1,020 円／月(重心医療自己負担額)を超える場合は、これまでどおり市に助成申請が必要です。医療機関と調剤薬局の領収証をご持参ください。1,020 円との差額を助成します。

(裏面あり)

注意事項

- 1 国民健康保険、社会保険の方は、医療機関窓口で「宇城市重度心身障がい者医費受給資格者証」(白色)を必ずご提示下さい。
※後期高齢者医療保険の方は現物給付の対象外です。
- 2 以下の場合、受給資格者証を提示しても現物給付の対象にはなりません。
これまでどおり、市の窓口へ領収証を持参し申請後、口座へ振込む「償還払方式」となります。
 - (1) 熊本県外の医療機関・調剤薬局での診療及び調剤
 - (2) 針・灸・あんま・マッサージの施術
 - (3) 医療機関で受給資格者証の提示がない場合
 - (4) 健康保険が適用されないもの
- 3 医療費が高額になる場合は、医療機関窓口で「限度額認定証」等のご提示もお願いします。また、更生医療(人工透析等)や特定疾病、特定疾患(難病)、精神通院等の受給者証を持ちの方は、そちらの受給者証もあわせてご提示をお願いします。
- 4 重心医療、こども医療、ひとり親医療の併用はできません(いずれか1つを選択)。
- 5 ご加入の健康保険組合等から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成します。助成金を支給した後に、高額療養費または附加給付の支給があったことが判明した場合は、支給額の全部又は一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。
- 6 助成金の支払い(自動償還払方式・償還払方式)について
令和6年1月診療分からは、下記のとおりとなります。

国民健康保険・社会保険の方	診療月の <u>3か月後</u> に支払い
後期高齢者医療保険の方	診療月の <u>4か月後</u> に支払い

※原則、毎月15日までに申請された分を、翌月以降の第2木曜日(休日の時は後の平日)に支払います(助成金額や内容は支払日前にハガキでお知らせします。)。ただし、レセプトデータが届かない場合や、高額療養費や附加給付金が発生する場合は、金額を確認した後の支給となります(社会保険の方は、支給決定通知書等をご持参下さい。)

次のようなときは、市役所への届出が必要です！

- 住所や氏名が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 受給資格者が亡くなったとき
- 宇城市外へ転出するとき
- 受給資格者証を紛失したとき
- 生活保護を受けることになったとき
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳の等級や有効期間が変わったとき

問合せ先 **宇城市医療保険課 医療政策係 TEL:0964-32-1417**